

# 千代田区 障害者支援施設整備に向けた検討のまとめ

## 報告書

平成 31 (2019) 年 3 月

千代田区障害者支援協議会 計画部会



## 目次

はじめに.....	1
1. 検討のまとめ .....	2
(1) (仮称) 神田錦町三丁目福祉施設のコンセプトとキーワード.....	2
(2) (仮称) 神田錦町三丁目福祉施設のアウトラインとポイント.....	3
(3) (仮称) 神田錦町三丁目福祉施設建設における今後の課題.....	5
① グループホームの課題.....	5
② 子どものニーズに関する課題.....	5
③ 運営事業者決定の課題.....	5
④ 地域との調整・連携の課題.....	5
⑤ 高齢者施設と障害者支援施設との連携の課題.....	5
2. 地域生活支援拠点等のあり方について .....	6
◆ 【参考】 基礎資料 ◆.....	7
1. 障害者支援施設に関する千代田区の現状.....	9
2. 旧千代田保健所 利活用検討想定スケジュール.....	12
3. 検討体制における計画部会の役割と位置づけ.....	14
(1) 計画部会の役割.....	14
(2) 計画部会の位置づけ.....	14
(3) 協議会との関係.....	14
(4) 委員の選出方法.....	15
(5) 障害者基本計画・障害福祉計画との関係.....	15

4. 検討経過の概要.....	16
(1) 障害者支援協議会の検討経過.....	16
■ 第1回 障害者支援協議会.....	16
■ 第2回 障害者支援協議会.....	16
■ 第3回 障害者支援協議会.....	17
(2) 障害者支援協議会 計画部会の検討経過.....	20
■ 第1回 障害者支援協議会 計画部会.....	20
■ 施設見学.....	21
■ 第2回 障害者支援協議会 計画部会.....	22
■ 第3回 障害者支援協議会 計画部会.....	23
■ 第4回 障害者支援協議会 計画部会.....	24
(3) 地域生活支援拠点等ワーキンググループの検討経過の概要.....	26
■ 第1回 ワーキンググループ.....	26
■ 第2回 ワーキンググループ.....	26
■ 第3回 ワーキンググループ.....	28
(4) 今後の協議会等のスケジュール（予定）.....	30
5. 千代田区障害者支援協議会 設置要綱・名簿.....	31
(1) 設置要綱.....	31
(2) 千代田区障害者支援協議会 委員名簿.....	34
(3) 千代田区障害者支援協議会 計画部会 委員名簿.....	35
(4) 地域生活支援拠点等ワーキンググループ 委員名簿.....	35
6. その他 資料.....	36
(1) 想定する生活の場を提供する施設等の内容.....	36
(2) 公共施設整備における事業手法の比較.....	37
(3) 既存調査データを活用した施設利用希望者数の推計.....	38

## はじめに

千代田区は都心の傾向として空き地が非常に少なく、区有地の利活用は、さまざまな行政ニーズなどから、決定までのプロセスに時間を要するということが従前から非常に大きな課題です。

また、全国的に人口はピークアウトしている傾向にあるものの、千代田区では、増加傾向が続いており、それは障害等のある方も同様です。

このような状況において、千代田区における障害者施設施策及び組織の拡充を求める陳情が平成 28 (2016) 年 2 月に区議会に提出され、区議会でも障害者福祉施設の増設を求める決議として平成 29 (2017) 年に全会一致で可決されました。

喫緊の課題を踏まえ、保健福祉部は福祉的活用を計画する庁内的な合意をはかり、旧千代田保健所跡地を高齢者と障害者の施設が整備できる場所として検討を行うため、千代田区障害者支援協議会（以下協議会）を設置し、新たな委員が委嘱されました。

このまとめは、具体的な検討や当事者とその家族の意見を幅広く効率的にまとめるため、協議会の下命を受け、選任された委員で計画部会を構成し、これまでの協議を深めながら方向性を確認し、計画部会の総意により報告するものです。

千代田区は、この協議会での報告の承認を踏まえ、引き続き協議会等を活用しながら基本計画等を策定し、障害等のある方やそのご家族、地域の住民の方や多くの関係者のご理解を得ながら、施設の早期実現に向けて、さらに検討を進めるようお願いいたします。

千代田区障害者支援協議会 計画部会

### 旧千代田保健所跡地 敷地概要

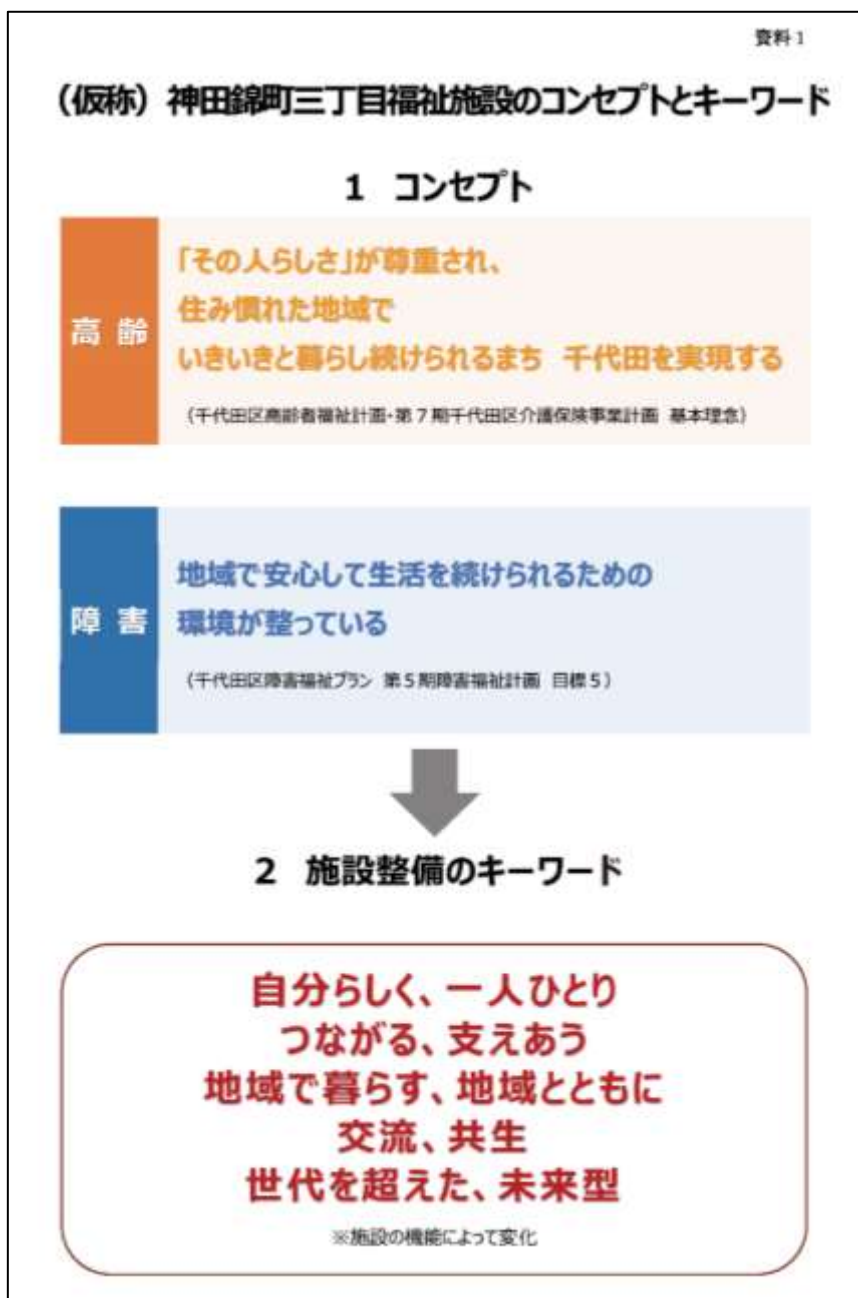
- 所在地は神田錦町三丁目 10 番地
- 現在の敷地面積は 694 m<sup>2</sup>。建ぺい率は 80%。許容容積率は 600%、割増限度が 700%
- 地上 6 階建ての建物。延床面積は 3,680.26 m<sup>2</sup>
- 平成 32 (2020) 年 12 月未まで神田警察署仮庁舎として使用、その後千代田区に返還される
- 所在地 神田錦町三丁目 10 番地
- 敷地面積 694 m<sup>2</sup>
- 建ぺい率 80%
- 許容容積率 600% (割増限度 700%)
- 現況 (旧千代田保健所建物概要)  
延床面積 3,680.26 m<sup>2</sup> (地上 6 階建て)

# 1. 検討のまとめ

## (1) (仮称) 神田錦町三丁目福祉施設のコンセプトとキーワード

- 千代田区障害者支援協議会・計画部会では、千代田区における本質的なニーズを確認しながら、最善の福祉施設のあり方を検討し、(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設のコンセプトとキーワードを決定した。
- 障害者支援施設は、「地域で安心して生活を続けられるための環境が整っている」をコンセプトに、地域との一体化を重視して整備していく。
- 高齢者施設は、「その人らしさ」が尊重され、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち 千代田を実現する」をコンセプトに、地域との一体化を重視して整備していく。

図表 1 コンセプトとキーワード【第 3 回計画部会 資料 1】



## (2) (仮称) 神田錦町三丁目福祉施設のアウトラインとポイント

- 5 階、6 階、7 階部分は高齢者施設とし、認知症のグループホーム、小規模多機能型居宅介護などが入る予定である。
- 3 階、4 階の障害者支援施設の部分には、当初は入所施設というご要望であったが、入所施設は、対象者の障害支援区分が 4 以上（50 歳以上は 3 でも可能）の方で、重度の一部の方しか対象にならないので、新しく整備する施設としてはグループホーム（通過型あるいは滞在型）を選択し、ショートステイも入れていくことに決定した。
- 2 階部分は、ご要望とニーズを踏まえ、事業所の確保も重要なので、絞り込まずに事業者から提案していただく。
- この事業者提案部分には、重症心身障害者向けリハビリ施設、就労継続支援 A 型、移動支援サービス、自立生活援助の選択肢を増やすという提案が出た。
- 1 階部分は、地域交流施設ということで、こちらも事業者の提案に基づいて考えていく。

図表 2 想定する生活の場を提供する施設等のサービスの設置基準等

障害者支援施設の 設置基準	高齢者施設の 設置基準	共通に必要な機能
<p><b>【共同生活援助】 (グループホーム)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所の合計定員：4名以上</li> <li>●1ユニット：定員2～10名</li> <li>●居室 1人あたり：7.43㎡以上</li> <li>●1ユニットごとに必要な機能： 食堂、居間、台所、浴室、洗面所、トイレ</li> </ul>	<p><b>【認知症対応型共同生活介護】 (認知症高齢者グループホーム)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ユニット数：1～3ユニット</li> <li>●1ユニット：定員5～9名</li> <li>●居室 1人あたり：7.43㎡以上</li> <li>●1ユニットごとに必要な機能： 食堂、居間、台所、浴室</li> </ul>	<p>エレベーター、非常階段、廊下、倉庫、受付・事務室、駐車・駐輪スペース等</p>
<p><b>【短期入所】 (ショートステイ)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●定員：4名以下</li> <li>●床面積1人あたり：8㎡以上</li> <li>●居室 1人あたり：7.43㎡以上</li> <li>●必要な機能： 食堂、浴室、洗面所、トイレ</li> </ul>	<p><b>【小規模多機能型居宅介護】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用定員：25名以下 通いサービスは1日あたり15名まで 宿泊サービスは1日あたり9名まで</li> <li>●必要な機能： 宿泊室は7.43㎡以上 食堂、居間、台所、浴室</li> </ul>	

図表 3 (仮称)神田錦町三丁目福祉施設のアウトラインとポイント





### (3) (仮称) 神田錦町三丁目福祉施設建設における今後の課題

#### ① グループホームの課題

- 地域での生活を続けていくためには、地域生活支援拠点の整備等のあり方を考えながら、千代田区全体で考えていく必要がある。グループホームを通過型、あるいは滞在型にするのか、現在ある知的障害の方のグループホームも含めて検討していく必要がある。
- グループホームは、重度の方も利用できるように、通過型だけではなく、長期滞在も可能なグループホームとして活用できるとよい。
- グループホームを出て地域で生活をしていく時には、さまざまな支援が必要になる。相談支援事業の充実、強化は必須である。
- また、体験や訓練を通して、一人暮らしやアパート生活をしたいという方を支援するための自立生活援助サービスも考えていく必要がある。

#### ② 子どものニーズに関する課題

- 子どものニーズに関しては、基本的に子ども部が0歳から18歳まで施策を担っているので、不足している部分に関しては連携をしていく必要がある。
- 現在、えみふるでは中学生以下のショートステイを行っていない。今後、どのように補完し合うかが課題である。
- また、えみふるの日中一時支援のさらなる拡充も課題である。

#### ③ 運営事業者決定の課題

- 施設を運営する事業者をどのようにみつけていくかという、次の課題がある。
- 事業所によって運営するサービスの得意分野やカラーがある。
- 要望するサービスをどこまで提案していただけるか、地域生活支援拠点等のイメージをベースにして議論を重ね、必要に応じて基本コンセプトに戻って検討をしていく必要がある。

#### ④ 地域との調整・連携の課題

- 地域の住民説明会や意見公募を実施する必要がある。
- 共用機能など地域住民の要望を取り入れていく必要がある。

#### ⑤ 高齢者施設と障害者支援施設との連携の課題

- 複合施設として、相互の連携や共用の方法等を検討していく場が必要である。

## 2.地域生活支援拠点等のあり方について

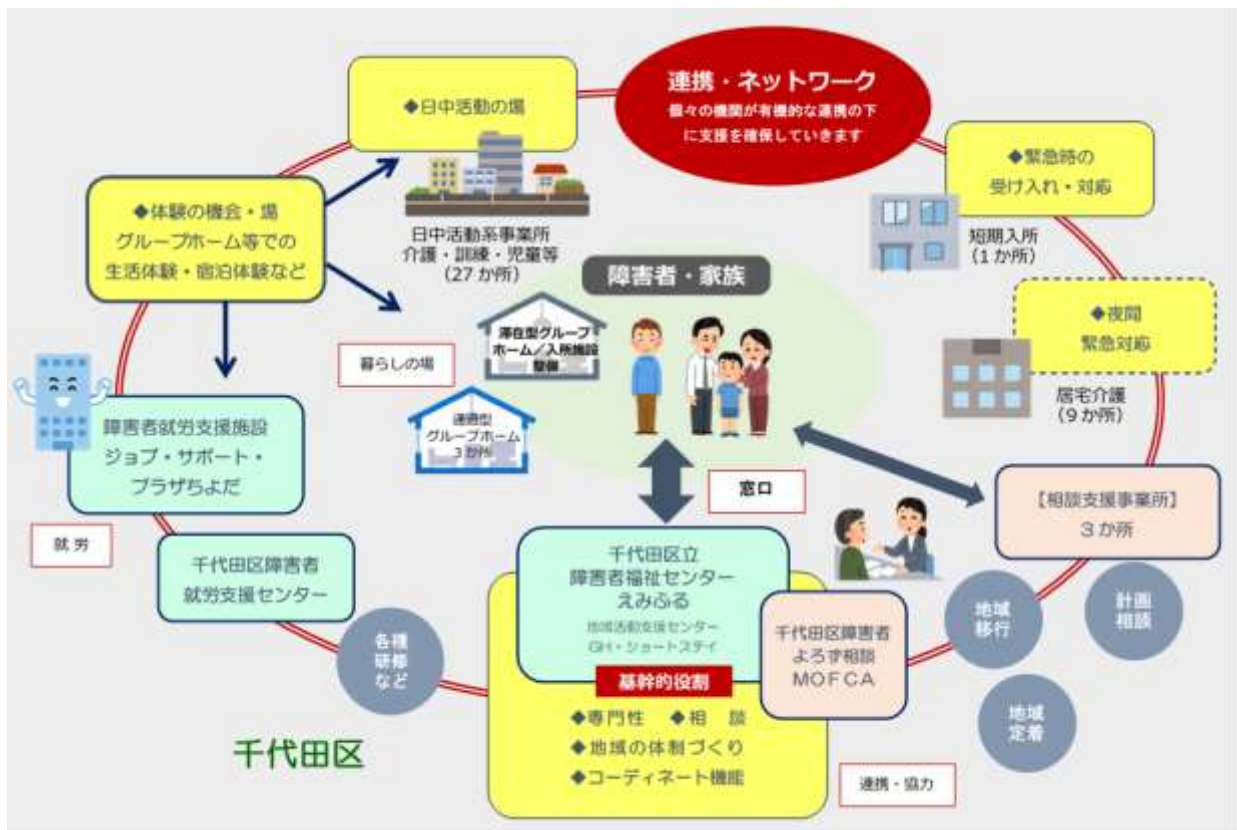
障害者支援協議会において、障害者福祉課から地域生活支援拠点等についてのワーキンググループ設置の提案があり、了解を得て発足し、区関係部署と区内関係事業所の各担当者により3回の協議を行いました（ワーキンググループ委員 35 頁参照）。

障害者にとって「地域で安心して生活を続けられるための環境が整っている」というコンセプトに基づき、地域で安心して生活していくためにはどのような体制、地域生活支援拠点等を整備していけばよいかを中心的なテーマとして、話し合いを進めました。

論点として、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会や場の提供」、「夜間の対応」等について現実的な想定や課題について話し合った結果、千代田区は面的整備型とすること、えみふると新しく整備する（仮称）神田錦町三丁目福祉施設の役割分担については、まず、えみふるの機能を整理したうえで、基幹的役割や全体の役割分担を考えていく必要があること、M O F C A の相談支援の機能を今後どうしていくかを考えていくこと、で一致しました。

今後は、今までの相談支援の実績や事例を活かし、緊急的な対応をする必要がある対象者を把握し、各機関の連携をどのように行っていくか、また、相談を受けるだけではなく、地域やそれぞれの家庭にどんなニーズ、どんな課題があるかを把握し、それらを解決していけるようなワンストップの支援をどのように行っていくか、18 歳までの相談支援体制については、児童・家庭支援センターの「障害児ケアプラン」を踏まえ、切れ目なくつないでいくにはどのように整理をしていくか。こうした課題の整理のため、平成 31（2019）年度においてもワーキンググループを継続し、協議会と連動・連携しながら、引き続き検討を進めてまいります。

図表 4 千代田区地域生活支援拠点等の面的整備における今後の課題【第 4 回計画部会 資料 1（部分）】



◆ **【参考】基礎資料** ◆



## 1. 障害者支援施設に関する千代田区の現状

- 千代田区は他区と比べると人口規模が小さく、手帳所持者数とサービス事業者数も比例して少ない現状がある。
- 千代田区の地域特性としては、施設入所支援が 0、共同生活援助の滞在型が 0、自立訓練の機能訓練と生活訓練のサービス、そして保育所等訪問支援が 0 となっている。一方、就労移行支援は事業所数が 16 と多くなっている。
- サービス事業所は神田方面にかなり数が多く、一方で、麴町方面は数が少なく、また丸の内、霞が関については 0 となっている。施設整備予定地の旧千代田保健所は、神田錦町三丁目 10 番地である。

図表 5 各区の人口・障害者数【第 1 回計画部会 資料 3】

区名	入所施設数	入所施設定員	GH数	人口 平成 30 年 1 月 1 日現在	障害者数(手帳所持者数)			備考  (障害者数のデータ)
					知的	身体	計	
千代田区	0	0	3	61,269	145	1,246	1,391	平成 29 年 3 月 31 日現在
中央区	1	30	10	156,823	427	2,866	3,293	平成 29 年 4 月 1 日現在
港区	1	40	12	253,639	803	5,143	5,946	平成 29 年 3 月 31 日現在
新宿区	2	55	18	342,297	1,599	11,163	12,762	平成 29 年 4 月 1 日現在
文京区	1	40	13	217,419	880	4,666	5,546	平成 29 年 3 月 31 日現在
台東区	1	30	14	196,134	967	2,291	3,258	平成 30 年 3 月 31 日現在

※グループホーム数は、精神障害者を対象としているものも含む。

図表 6 障害福祉サービス事業所数と定員数【第 3 回計画部会 資料 2】

	事業所数	定員数		事業所数	定員数
居宅介護	9		就労移行支援	16	310
重度訪問介護	9		就労定着支援	8	
同行援護	4		計画相談支援	3	
行動援護	1		地域移行支援	1	
短期入所	1	2	地域定着支援	1	
生活介護	2	20	障害児相談支援	1	
施設入所支援	0	0	児童発達支援	2	20
共同生活援助(滞在型)	0	0	放課後等デイサービス	3	30
共同生活援助(通過型)	3	12	保育所等訪問支援	0	
自立訓練(機能訓練)	0	0	地域活動支援センター	1	
自立訓練(生活訓練)	0	0	就労支援センター	1	
就労継続支援 A 型	1	20			
就労継続支援 B 型	3	64	合計	70	

※千代田区障害者福祉課 平成 31 年 1 月 11 日調べ

図表 7 千代田区内の障害者福祉サービス事業所【第3回計画部会 資料3】

## 千代田区内の障害者福祉サービス事業所

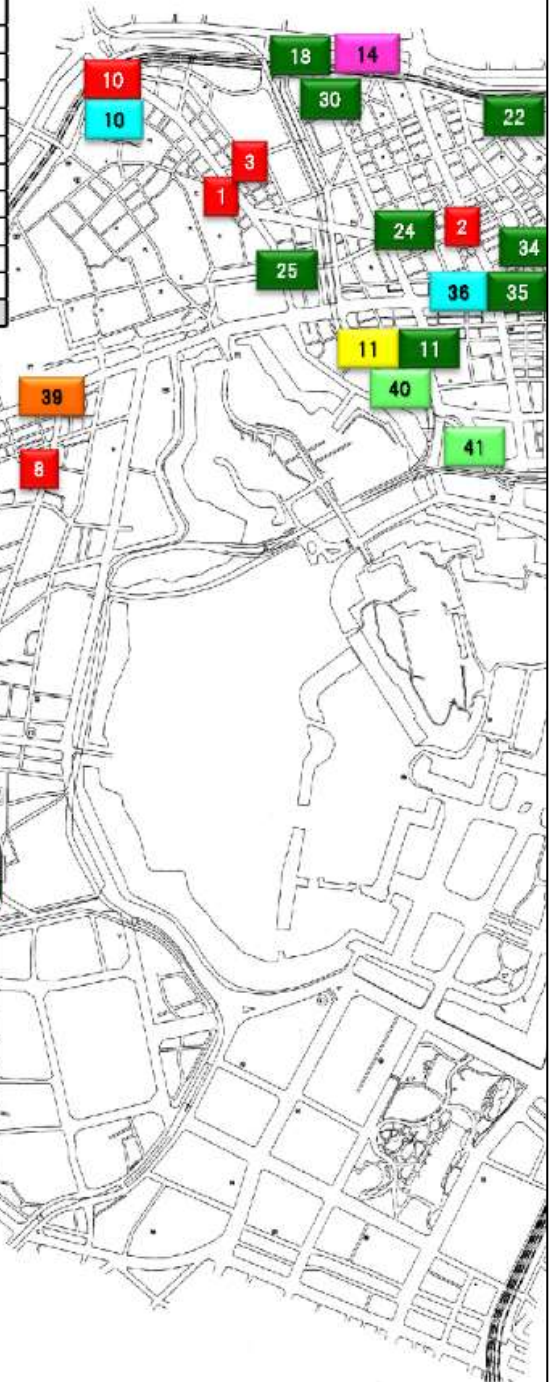
訪問系				
事業者名	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護
1 グッドライフケア訪問介護 千代田	○	○		
2 ケアリッツお茶の水	○	○		
3 ケアワーク千代田	○	○		
4 ことりのひな	○	○		○
5 ニチイケアセンター神田	○	○		○
6 パーソナル・アシスタント・サービス東京	○	○		
7 株式会社イリスケアシスタ	○	○		
8 在宅ケアエイド・パール	○	○		
9 同行援護事業所みつぎ				○
10 特定非営利活動法人ホープ	○	○	○	○
10施設	9	9	1	4

日中活動系		
事業者名	生活介護	短期入所
11 千代田区立障害者就労支援施設 (ISPちよだ)	○	
12 千代田区立障害者福祉センター (えみふる)	○	○
2施設	2	1

居住系	
事業者名	共同生活援助 (GH)
12 千代田区立障害者福祉センター (えみふる)	○
13 mamesso千代田 / mamesso千代田1号	○
14 城東地域生活支援センター / みさきホーム	○
3施設	3

相談支援系				
事業者名	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	障害児相談支援
10 特定非営利活動法人ホープ	○			○
12 千代田区立障害者福祉センター (えみふる)	○			
36 相談支援事業所 Moi	○	○	○	
3施設	3	1	1	1

障害児通所系		
事業者名	児童発達支援	放課後等デイサービス
37 LITALICOジュニアお茶の水教室	○	○
38 T E E N S 御茶ノ水		○
39 ぴかいち	○	○
3施設	2	3



平成31年1月11日調べ

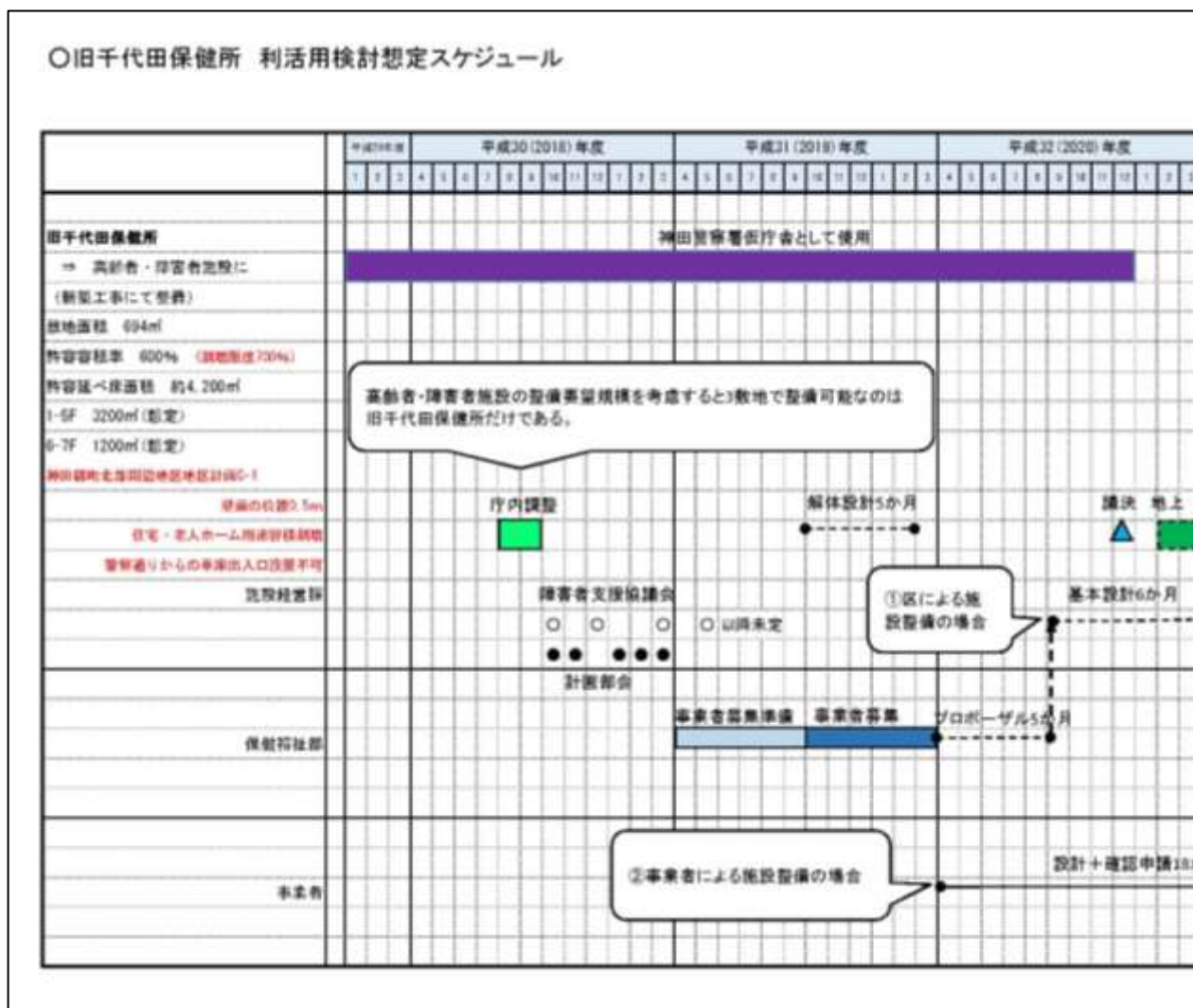
資料3



## 2.旧千代田保健所 利活用検討想定スケジュール

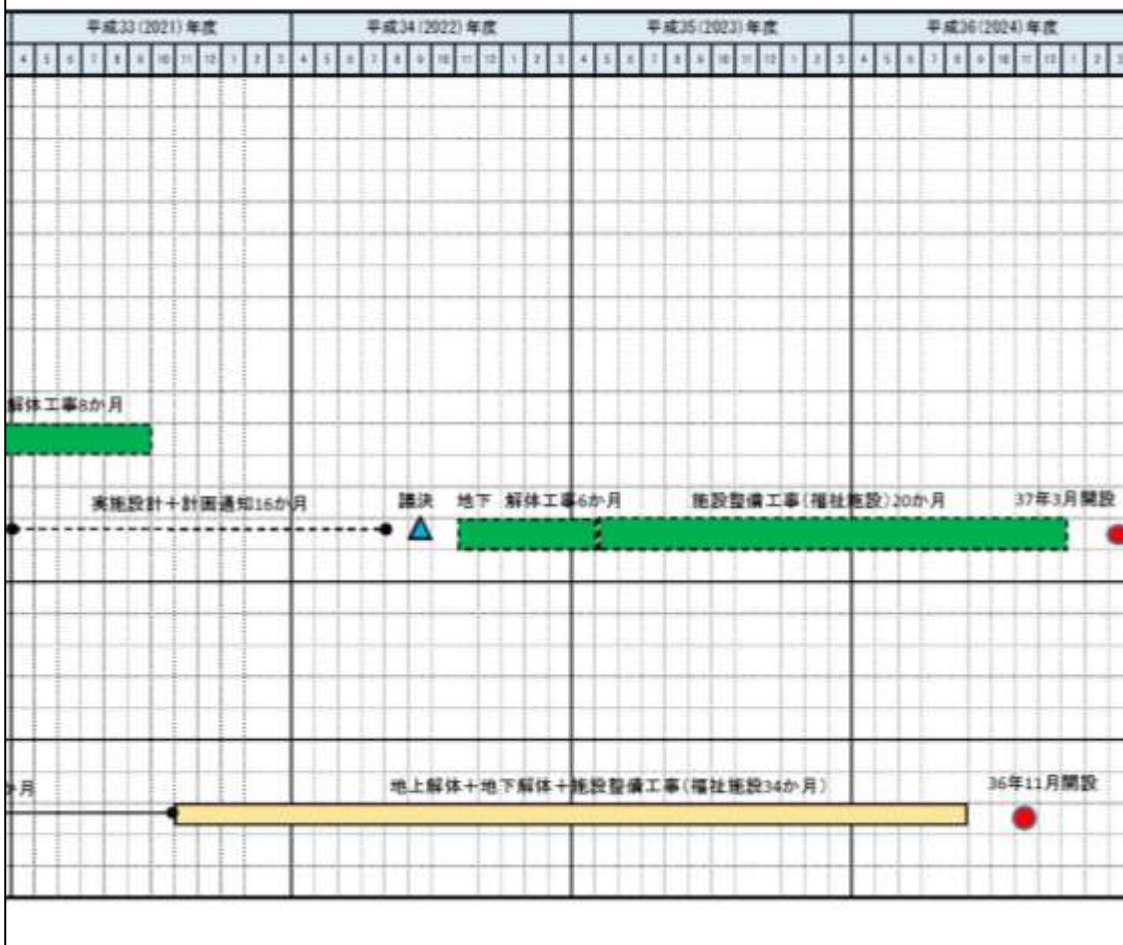
- 現在、どのようなスケジュールで新しい障害者施設が建設されるかのスケジュールを、平成30（2018）年11月26日（月）の第2回計画部会の資料3で示された。
- 公設・民営の場合は平成37（2025）年3月開設、民設・民営の場合は平成36（2024）年11月開設予定となる。

図表 8 旧千代田保健所 利活用検討想定スケジュール【第2回計画部会 資料3】





資料3  
H30.11.26



### 3. 検討体制における計画部会の役割と位置づけ

#### (1) 計画部会の役割

- 千代田区障害者支援協議会の下命により、障害者施設整備基本構想（素案）に関して協議し、合意形成を図る。
- 計画部会での調査・審議を障害者支援協議会 全体会に定期的に進捗を報告して、意見をいただき、さらに調査・審議を行い、構想（素案）をまとめる。
- さらに、地域生活支援拠点等の整備を図るため、専門委員によるワーキンググループを設置する。

#### (2) 計画部会の位置づけ

図表 9 千代田区障害者支援協議会設置要綱（抜粋）

<p>千代田区障害者支援協議会設置要綱（抜粋）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。</p> <p>ア 障害者への支援体制に関すること。 イ 関係機関との連携体制に関すること。 ウ 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関すること。 エ 障害者差別に関する相談等及び差別を解消するための取組に関すること。 オ その他障害者福祉の促進に関すること。</p> <p>第9条 協議会は、第3条の掌握事項について調査審議するため、次の各号に掲げる部会を設置することができる。</p> <p>(1) 計画部会 (2) 相談支援部会 (3) 差別解消支援部会 (4) その他会長が必要であると認める部会</p> <p>2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### (3) 協議会との関係

- 千代田区障害者支援協議会設置要綱 第3条の上記オに係る事項を調査、審議するため第9条の(1) 計画部会を設置する。
- 事務局は保健福祉部障害福祉課が務める。
- 施設整備については障害者計画の中の重点事項であるので、計画部会で取り扱う。

#### (4) 委員の選出方法

- 千代田区障害者支援協議会設置要綱 第 9 条第 2 項に基づき、千代田区障害者支援協議会委員から立候補で選出する。最終的には、会長と事務局が調整する。

#### (5) 障害者基本計画・障害福祉計画との関係

- 障害者施設整備基本構想（素案）は、千代田区福祉プランの目標 5「地域で安心して生活を続けられるための環境が整っている」に関連しており、障害等があっても地域で住み続けられるための場、終の棲家として入所の施設または滞在型グループホームを整備することが大きな目標となっている。その検討のため、計画部会を設置する。
- また、整備する福祉施設の役割については、第 5 期障害福祉計画の成果目標となっている「地域生活支援拠点の核となる障害者施設整備に向けた検討」に関連している。地域生活支援拠点の検討をさまざまな角度から行っていくため、さらに専門的に検討する地域生活支援拠点等ワーキンググループを設置する。

## 4. 検討経過の概要

### (1) 障害者支援協議会の検討経過

#### ■ 第1回 障害者支援協議会

開催日時	平成 30 (2018) 年 10 月 4 日 (木) 18 : 30~20 : 00
場 所	区役所 4 階 会議室 A・B
審議事項	1.新協議会の発足について 2.委員の委嘱と委員長・副委員長互選 3.第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の進捗状況 4.施設検討のための部会について
主な内容	○委員の自己紹介・事務局の紹介。 ○施設検討のため、部会の設置を決定（任期は 3 年）した。 ○施設検討のため、計画部会の委員を選定。立候補があり、最終調整は会長と事務局に一任された。 ○施設見学の候補を、文京区総合福祉センターリアン文京とすることが決まり、施設見学は、計画部会の検討に関連させていく。 ○区から、「今後、新しい福祉施設の建設にあたっては、地域の理解を得ていくことと、事業者の選定が難しいであろう」という説明があった。

#### ■ 第2回 障害者支援協議会

開催日時	平成 30 (2018) 年 12 月 10 日 (月) 18 : 30~20 : 00
場 所	区役所 4 階 教育委員会室
審議事項	1.障害者支援協議会委員の委嘱について（MOFCA 委員に加わる） 2.MOFCA の実績報告 3.計画部会の協議事項について（報告） 4.地域生活支援拠点等の整備について 5.その他
主な内容	○障害者よろず相談 MOFCA の前田代表を委員として委嘱した。事業の概要と 9 月に開設してからこれまでの活動報告。 ○これに対し、MOFCA について、「千代田区の障害に対する知識や何か足りていないかという専門性、場所的に交通の便が悪い、バリアフリーになっていない、土・日がお休みであるなど、利用者の意見が反映されていない」というご意見があった。 ○第 1 回、第 2 回の計画部会での協議事項の報告。 ○地域生活支援拠点等の整備について、事務局から「現時点では旧千代田保健所跡地を含めた面的整備による地域生活拠点等の機能を整備する方向で、多機能拠点を整備する施設計画とはしない」「地域の実情に応じて多機能拠点との比較や検討もしていきたい」「検討のために専門的な障害福祉サービス事業者でワーキンググループを設置し、全体会に報告する」と提案された。

	<p>○その事務局の提案について、「計画部会とワーキンググループが並立するのはどうか」「協議会の一部会である計画部会が施設の機能や、面的整備についても決めるのが効率的」「計画部会は利用者の意見も聞け、専門性のある方もいるよできた仕組み」という意見があった。</p> <p>○さらに、事務局より、「面的整備はいろいろな機関が役割分担するので、連携するためにはコーディネーターの力が重要になる」「多機能拠点と同じ施設内であればスムーズな対応がとりやすいが、実際には既存の施設で、面的整備で地域生活支援拠点を整備する自治体が多いと思う」と説明があった。</p> <p>○副会長から、「地域生活支援拠点は相談の成熟度や相談支援専門員の専門性など相談機能が一番重要」「住居支援を考えるには多機能拠点整備も含め議論した方がいい。相談支援も含めソフトをどう作っていくかが課題」という意見があった。</p> <p>○会長から、「今回の複合施設は多機能拠点整備型に非常に近い議論であり、表裏一体でやるべきとの意見が多いようだが」と事務局に意見を求めた。</p> <p>○それを踏まえ事務局は、「5、6、7階に高齢者施設が入る予定であり、どこまで併せて考えるか区としてさらに検討したい」と回答。</p> <p>○会長から区に、「計画部会では複合施設と地域生活支援拠点の整備を関連させて検討していきたい」という提案があった。</p> <p>○各フロアの機能について資料説明があり、機能に対し様々な意見・要望があった。「共生型」「専門的人材の確保」など「コンセプトがあると取り組みやすい」という意見があった。</p> <p>○区から、「計画部会で、コンセプト・生活支援拠点の考え方の観点から議論ができるよう事務局で準備させていただく」と回答。「地域の方に計画をお話した際も様々な意見・要望があった」という話があった。</p> <p>○会長から、今後の進め方について、「関係機関と行政、事務局で案を作成し、それを基に計画部会で意見を出し、対話するかたちで進めていくのはどうか」「基本的なコンセプト、フリースペースの使い方、生活介護・就労支援の優先順位など、多数のご意見を整理していきたい」「基幹相談支援の位置づけ、機能については、複合施設と地域生活支援拠点のあり方の議論が必要だと思う」というまとめをしていただいた。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ■ 第3回 障害者支援協議会

開催日時	平成 31 (2019) 年 3 月 18 日 (月) 18 : 30 ~ 20 : 00
場 所	区役所 4 階 401 会議室
審議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画部会での協議結果について (下命事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・千代田区障害者支援施設整備に向けた検討のまとめ</li> </ul> </li> <li>2. 相談支援部会案件について <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者よろず相談 M O F C A 実績報告</li> <li>・障害者福祉センターえみふる実績報告</li> </ul> </li> <li>3. 差別解消支援部会案件について</li> <li>4. 新年度の新規事業等について</li> <li>5. その他</li> </ol>

<p>主な内容</p>	<p>○今年度は千代田区障害者支援施設整備に向けて、協議会を3回、計画部会を4回、地域生活支援拠点等のあり方についてはワーキングを3回開催して、大変精力的に検討していただいた。</p> <p>○当初は、千代田区の障害福祉サービスに対するニーズの中で、どういった福祉施設が必要なのかという議論から始まり、このタイミングで福祉施設を建てることに踏み切っているのだろうか、もう少し慎重な検討が必要なのではないかなど、さまざまな議論があった。ただ、このタイミングを逃すと用地の取得が難しいこと、さまざまなニーズはあるが1つの福祉施設の中に全部を盛り込むことは難しいので、生活支援拠点等の検討の中で連携等を考えていく。その場合、相談支援のあり方も重要な論点になるだろうという議論があった。計画部会では、検討のプロセスとして「千代田区障害者支援施設整備に向けた検討のまとめ報告書」を作成した。その内容について、事務局より説明があった。</p> <p>○報告書の構成は、はじめに、1.検討のまとめ(1)(仮称)神田錦町三丁目福祉施設のコンセプトとキーワード、(2)(仮称)神田錦町三丁目福祉施設のアウトラインとポイント、(3)(仮称)神田錦町三丁目福祉施設建設における今後の課題、2.地域生活支援拠点等のあり方について、【参考】基礎資料となっている。</p> <p>○「はじめに」は千代田区障害者支援協議会計画部会として文章を作成した。</p> <p>○(1)(仮称)神田錦町三丁目福祉施設のコンセプトは、高齢者福祉計画の基本理念「その人らしさ」が尊重され、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち 千代田を実現する」と千代田区障害福祉プランの「地域で安心して生活を続けられるための環境が整っている」である。キーワードは「自分らしく」「一人ひとり」「つながる」「支えあう」「地域で暮らす」「地域とともに」「交流」「共生」「世代を超えた」「未来型」で、今後、施設の機能によって変化していくと考えている。</p> <p>○(2)(仮称)神田錦町三丁目福祉施設のアウトラインについて、5階から7階は高齢者施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護という内容で、介護保険運営協議会で承認をいただいた。</p> <p>○障害者福祉施設は、当初、入所施設という考えであったが、グループホームはどの支援区分でもご利用できるが、入所施設は支援区分4以上(50歳以上は支援区分3以上)が対象要件で、対象者が限定されてしまう。さらに生活介護の機能も併せて必要となるので、施設サービスの機能も制約されてしまうことから、グループホームを優先して整備したいという総意に基づき、3階と4階は共同生活援助と短期入所を男女別に1フロアずつ、2階は運営できる事業者の対象を拡大するために、さまざまな機能をご要望されるご意見を踏まえ、事業者提案としている。同じく1階の共用部分も事業者提案とする方向性を決定した。</p> <p>○グループホームは、一般的に軽度の方や就労している方というイメージが強い印象であるが、国や都の考え方として、グループホームにも医療的ケアが必要な方が入居できる制度が構築されつつあり、重度の方も対象とすることが可能であるような方向性で考えている。</p> <p>○(3)(仮称)神田錦町三丁目福祉施設建設における今後の課題については、検討部会の中で明らかになったのは、①グループホームの課題、②子どものニーズに関する課題、③運営事業者決定の課題、④地域との調整・連携の課題、⑤高齢者施設と障害者支援施設との連携の課題である。</p> <p>○高齢者施設と障害者支援施設との共用部分の活用については、保健福祉部としては、障害者支援協議会へ介護保険運営協議会委員に参画いただき、(仮称)神田錦町三丁目福祉施設整備協議会設置の検討をしている。参考に介護保険運営協議会委員名簿を資料とさせていただいた。</p> <p>○2.地域生活支援拠点等のあり方について、相談支援係長からご説明があった。</p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設の整備と同時並行で、千代田区障害福祉プランの「地域で安心して生活を続けられるための環境が整っている」という考え方にに基づき、地域生活支援拠点等についても検討する必要があることから、ワーキンググループを設置した。

- 主なテーマとしては、地域生活支援拠点等の主な機能（緊急時の受け入れ・対応、体験の機会の場の提供、夜間緊急対応等）どのように面的整備をしていくかである。
- 現在の検討課題は、①相談支援の実績や事例を活かし、緊急的な対応をする必要がある対象者を把握し、各機関との連携をどのように行っていくのか。②相談を受けるだけではなく、地域やそれぞれの家庭にどんなニーズ、どんな課題があるかを把握し、それらを解決していけるようなワンストップの支援をどのように行っていくのか。③18歳までの相談支援体制について、児童・家庭支援センターの障害児ケアプランが実施されるが、どのように大人の相談支援体制に切れ目なくつないでいくかである。
- ワーキンググループは、協議会と連携・連動しながら、平成 31（2019）年度も引き続き検討していく。
- 委員より、「グループホームの課題の最後に、体験や訓練を通して、一人暮らしやアパート生活をしたいという方を支援するための自立生活援助サービス」と書いてあるが、具体的に自立生活援助サービスの内容を知りたいという質問があった。
- 区より、平成 30（2018）年度から地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）が創設された。対象者は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する者等で、主に定期的に利用者の居宅を訪問し、生活などについて確認を行い、必要な助言や関係機関との連絡調整を行うサービスであるという説明があった。
- グループホームは入所施設に近いものとするという考え方がある一方で、通過型のグループホームの場合、自立を目指して一人暮らしをするというグループホーム本来の目的として、例えば、3年などの期間を設け、さらにその先の一人暮らしまでつなげていくという考え方がある。国の考え方として地域移行ということもあり、区としては居住支援もできる体制整備を踏まえて検討していく考えである。
- ただ自立生活援助サービスの機能について、（仮称）神田錦町三丁目福祉施設の事業者が実施するかどうかは未定である。
- 委員より、「1階、2階のサービスについては事業所提案であるが、どういったかたちでニーズを吸い上げていくのか」という質問があった。
- 区より、平成 31（2019）年度に実施する第 6 期障害福祉計画策定のためのアンケート調査を活用して、（仮称）神田錦町三丁目福祉施設の整備に関する、区民のご意見を把握していきたいと回答があった。
- 今回の協議会で「千代田区障害者支援施設整備に向けた検討のまとめ」報告書の承認を得た。

## (2) 障害者支援協議会 計画部会の検討経過

### ■ 第1回 障害者支援協議会 計画部会

開催日時	平成 30 (2018) 年 10 月 22 日 (月) 18 : 30~20 : 00
場 所	区役所 4 階 会議室 A・B
審議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.新協議会 計画部会の発足について</li> <li>2.計画部会の部会長・構成委員決定</li> <li>3.生活の場を提供する施設等の事例の紹介</li> <li>4.旧千代田保健所における福祉的活用の考え方について</li> <li>※場所の候補地 (旧千代田保健所) について</li> <li>5.施設整備のためのアンケート調査について</li> <li>6.検討のスケジュールについて</li> <li>7.文京区総合福祉センターリアン文京 施設見学について</li> </ol>
主な内容	<p>○施設の整備にあたり、「新しい福祉施設をつくるためのアンケート調査を新たに実施してほしい」「このスケジュール感では難しいと考える。再設定していただきたい」というご意見があった。</p> <p>○旧千代田保健所における福祉的活用の考え方について、「場所として、どうして旧千代田保健所が選ばれたのか。経緯などを教えてほしい」「知的・身体の方の施設ということだが、精神の方の施設もほしいという要望が出てくるのではないか」「高齢者施設との合築だと手狭で、中途半端なものが出てしまうのではないか」「入所施設がゼロなので、緊急に何とかしないとイケない」というご意見があった。</p> <p>○今後の計画部会の進め方について、「少なくとも 1 年ぐらいかけて検討してほしい」「グループホームや在宅サービスが充実したら入所施設は必要ない。入所をつくるというのは、よほど考え方がしっかりしていないと難しいのではないか」「医療的ケアが必要になったり、介護が必要になったりした時には今の入所施設では親亡き後を見られない。むしろ地域で在宅サービスが充実するほうが重要ではないか」「足りないサービスをみつけながら、新しい福祉施設の内容を考えてほしい」「区内の社会資源、地域生活支援拠点等の面的整備、多機能拠点型、併用整備型の情報もシェアしたい」「差別解消法の問題などの話もしていきたい」などのご意見があった。</p> <p>○部会長から、「千代田区は場所の確保が非常に深刻な地方自治体である。タイミングを逸すると次のチャンスが見通しがなくなり、事業者の確保も難しくなると懸念される。最終的な決定は行政に委ねることになるが、みなさんの意向を踏まえて十分な議論をしていきたいと考えているので、今後の進め方についてはご了承いただきたい」「やはり期間には限界があることを理解していただきたい。新しい福祉施設をつくる場所を確保できそうな可能性があるので、皆さんの要望を踏まえて、本質的なニーズを確認しながら、まず検討を始めていきたい。」というまとめがあった。</p>



## ■ 施設見学

開催日時	平成 30 (2018) 年 11 月 16 日 (金)
場 所	文京区総合福祉センターリアン文京
参加人数	支援協議会委員 : 6 名、区職員 : 2 名
見学の報告	<p>○建物が広くて使いやすく、いろいろな事業ができるのだと感じた。</p> <p>○必要なサービスが、すべてが揃っている。</p> <p>○元学校の敷地で、真ん中が中庭の吹き抜けの構造で、部屋は、ぐるっと一周するかたちであるので、どの部屋も窓があって、広くて明るい。外を見ることができて、環境的には非常によい。</p> <p>○1 階には、パン屋、野菜売り場などが 3 か所あり、すべて障害者の方が販売している。</p> <p>○フリースペースのお茶のみ場になっていて、地域住民どなたでも入ることができて、地域との一体感を感じた。</p> <p>○障害者が建物の清掃を仕事として行い、定まった賃金をもらっている。</p> <p>○入所施設で 40 名のうち 14 名の方が地域の就労支援施設に通っている。仕事と住居を別にする選択ができています。</p> <p>○半数の方が週末や平日に自宅に帰って、ご家族と一緒に生活をしている。</p> <p>○障害者施設ではなく総合福祉センターで、子育て広場など交流の場があったり、お子さんを預かるショートステイがあったり、高齢者のスペースがあったり、運営している「武蔵野会」の努力やノウハウがすごくある。高齢者、障害者、児童、地域、いろいろな方を受け入れるためにうまく人の運用をしている。複合施設のあり方としては非常に参考になる。</p> <p>○ただ交流を待っているだけではなく、施設自体が町会に入って、地域に溶け込むため、職員の方が地域の行事に出るなど、意識的に働きかけて、自然に交流を深めている。</p> <p>○障害者の三者（身体・知的・精神）もお互いに融合している。</p> <p>○偏見などを心配していたが、実際に稼働してみるとそういった偏見や差別はなかった。</p> <p>○運営は、文京区から賃借料の面で支援を受けているということである。</p> <p>○基幹総合支援センターが 1 階にあり、別の事業所に入ってもらうことで、チェック機能を果たしている。</p> <p>○基幹総合支援センター以外は、武蔵野会が運営しており、事業運営の経験と実績があり、そのカラー、特徴がこの施設の中身に影響している。</p> <p>○文京区に戻ってこられた方が非常に多いということで、地域回帰の受け皿として施設ができあがって運営されている。</p>

## ■ 第2回 障害者支援協議会 計画部会

開催日時	平成 30 (2018) 年 11 月 26 日 (月) 18 : 30~20 : 00
場 所	区役所 4 階 401 会議室
審議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.文京区総合福祉センターリアン文京 施設見学の報告</li> <li>2.障害者施設整備について <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存調査データを活用した施設等利用者数の推計について</li> <li>・旧千代田保健所 利活用検討想定スケジュール</li> <li>・障害者福祉サービスの状況</li> <li>・平成 31 年度予算要求について</li> </ul> </li> <li>3.地域生活支援拠点等の整備推進のためのワーキンググループ設置について</li> </ol>
主な内容	<p>○文京区総合福祉センターリアン文京 施設見学の報告（21 頁参照）。</p> <p>○既存調査データを活用した施設利用希望者数の推計について、「第 5 期障害福祉プランのアンケートではこの複合施設に何を入れるのかわからない」「新しい福祉施設に何を入れるのかという時に、参考値で出しているのか。アンケートをきちんと取ったほうがフェアだと思う」という意見があった。</p> <p>○一方、「アンケートを取り直すには時間的にどうなのかと思う。参考値ということであれば、ここで新たにアンケートをやり直して足踏みするよりは、一步一步前進していったほうが着実と思う」という意見があった。</p> <p>○幹事から、「第 6 期障害福祉計画策定のためのアンケートの中で、同時並行で進めていく」という提案があった。</p> <p>○部会長から、「全体的には新たにアンケートを行わず、計画の具体的な内容について進めたらどうかという意見のほうが多かったこと。分析については、事務局とコンサルで、できる限り努力いただく」というまとめをいただいた。</p> <p>○旧千代田保健所利活用検討想定スケジュールについて、「高齢者と障害者の施設ということで、事業者の選定が難しいと思う。区で候補となる事業所をつかんでいるのか」「運営方法は、公設民営か、民設民営か、今の時点でどう考えているのか」「千代田区では民設民営だと運営が大変だと思う」というご意見があった。</p> <p>○建物について、「許容延べ床面積約 4,200 m<sup>2</sup>が、概ねこれで確定なのか」「障害者と高齢者でどのように分けていくのか」「事業者の準備が 4 月からとあるが、スケジュール的に厳しいのではないのか」「千代田区に何が足りないのかという資料が出された。建物のフロアにどのようなものが入るのか、たたき台をお示しいただいて審議していきたい」という意見があった。</p> <p>○部会長から、「流れとして建物に施設入所支援が入るようだが、それ以外のサービスが入る余地がどれくらいあるのか。要望・意見を伺い、審議するのが計画部会の主旨なので、部会があと何回開かれ、どのタイミングで骨子案が提示され、どのくらい議論できるのかという見通しをもちたい」というご意見をいただいた。</p> <p>○それを踏まえ事務局から、「12 月の全体会に出せるようにしたい」と回答。</p> <p>○平成 31 (2019) 年度予算要求について、「“そこまで待てない”という気持ちがすごく強い。短縮してもらいたい」という意見があった。</p> <p>○部会長から、「社会福祉法人や NPO 法人は人材確保が難しくなっている。4、5 年先を見越して、今決断できる組織をみつけることは難しい。幅広いネットワークでいい事業者の選定をお願いしたい」という意見があった。</p>

■ 第3回 障害者支援協議会 計画部会

開催日時	平成 31 (2019) 年 1 月 21 日 (月) 18 : 30~20 : 00
場 所	区役所 4 階 401 会議室
審議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.施設整備のコンセプトとキーワード</li> <li>2.千代田区の障害福祉サービス事業所の現況把握（地域特性）</li> <li>3.地域生活支援拠点等の整備の考え方</li> <li>4.複合施設の整備内容と役割</li> <li>5.アンケートを活用したサービスの利用意向を持つ人数の推計（参考値）</li> <li>6.児童（18 歳以下）のニーズに関する考え方</li> </ol>
主な内容	<p>○区からコンセプトとして高齢者福祉計画の『「その人らしさ」が尊重され、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち 千代田を実現する』、千代田区障害福祉プランの『地域で安心して生活を続けられるための環境が整っている』という 2 点が示され、キーワードの説明があった。</p> <p>○続いて、千代田区のサービス事業所の整備状況、千代田区の地域特性、特徴について説明があった。</p> <p>○地域生活支援拠点等の整備について、「障害者支援センターえみふるを地域生活の活動拠点として、不足分の整備をしながら進めていく」というワーキンググループの考え方が報告された。</p> <p>○それを踏まえて委員から、「基幹相談支援を通じた機関連携がはかれる施設になると期待」「事業者が連携することで機関連携が進む」「障害者と高齢者と子どもと地域の方が隔たりなく交流できる施設」という意見があった。</p> <p>○区から、1～4 階の施設整備について説明があった。参考までに、「5～7 階は認知症高齢者グループホームを提案した」と説明があった。</p> <p>○千代田区第 5 期障害福祉計画策定のためのアンケート調査データを基に、参考値として、サービス利用意向を推計した結果の説明があった。</p> <p>○いずれのサービスも児童の割合が多くなっていることについては、子ども部から現状と来年度の施策について説明があった。</p> <p>○部会長から区の考えを、「3 階、4 階はグループホーム、2 階は事業者提案事業、1 階は地域交流施設。中味は事業者の提案に基づいて考えていきたい」とまとめた。いただいた。</p> <p>○委員から、「グループホームは滞在型ではなく通過型なのか」「今足りないサービスをえみふるはどう補完するか面的整備で検討してほしい」「3 年後には児童の数はこの 1.5 倍になってくると思う」等の意見があった。</p> <p>○区から「グループホームの滞在型か通過型かは基本的には決めない」「えみふるの強化・拡充を考えている」と回答があった。</p> <p>○さらに、えみふるについて区より、「指定管理が 10 年間で切替わる、今のままか新たな事業者か見直しがある。次回えみふる運営の要求水準をお示しする」と説明があった。</p> <p>○部会長から、「えみふるとの役割分担、機能の全体としての整理が重要だと再三ご指摘いただいた」「相談支援事業の充実、強化が必要」「MOFCA をどうするか、詰める必要がある」「グループホームや 2 階、1 階で障害の種類のウエイトのイメージが見えず、ミックスゆえの問題点が出てくるのではないかと思う」とまとめがあった。</p>

■ 第4回 障害者支援協議会 計画部会

開催日時	平成 31 (2019) 年 2 月 18 日 (月) 18 : 30~20 : 00
場 所	区役所 4 階 401 会議室
審議事項	1.地域生活支援拠点ワーキンググループによる検討状況について (報告) 2.施設整備に関する今後の課題について 3.今後のスケジュールについて 4.その他
主な内容	<p>○区から、3 回の地域生活支援拠点等のワーキンググループの経過と検討内容について説明があった。また、今ある地域生活支援拠点等の面的整備の課題について、今後も協議会と連動・連携をして、ワーキンググループの中で検討を重ね、協議会に適宜報告していくと説明があった。</p> <p>○委員より、MOFCA には、各分野の専門家が対応しているが、事案によってはえみふるや保健所につないでいるのかという質問があった。</p> <p>○区より、MOFCA は、基本的にはよろず相談というかたちである。将来的には、えみふるを基幹的役割としていきたい。新しく整備する障害者支援施設や MOFCA の役割については、改めて検討していく。</p> <p>○委員より、18 歳までの相談支援は、児童・家庭支援センターさんの相談の増設、増員ということで、切れ目のない相談支援体制ができることになっている。それをこれから検討して基幹的役割の中で横断的に検討いただきたいという意見があった。</p> <p>○大塚委員より、今後、地域生活支援拠点等の面的整備において、えみふるがどんな役割を担うかがキーポイントである。えみふるは今までの実績による事例をもっているもので、どこにリスクの高い家庭があって、今後のサービス利用や緊急的な対応の必要性など、把握しておく必要がある。相談支援は相談を受けるだけではなく課題を解決していけるようになってほしいと、ご意見をいただいた。</p> <p>○区より、「施設整備に関する今後の課題」として、①グループホームの課題、②子どものニーズに関する課題、③運営事業者決定の課題、④地域との調整・連携の課題、⑤高齢者施設と障害者施設との連携の課題について説明があった。</p> <p>○高齢介護課長より、介護保険運営協議会として、認知症高齢者グループホームが第一候補であること、床がある場合は小規模多機能型居宅介護を整備していくことで了解を得たと報告があった。</p> <p>○運営事業者が 1 つの場合、高齢者施設に障害者の方が入れるなど、融通のきく可能性はあるか。また、高齢者あんしんセンターと連携して、障害者の相談支援事業につなげていくことはできないかという質問があった。</p> <p>○区から現状として、高齢者と障害者で情報の連携等はあるが、現在は、高齢者は高齢者、障害者は障害者。法律が違い、サービスを一体的にすることはできない。ご理解をいただきたいと回答があった。</p> <p>○大塚委員より、東松山市で、総合相談センターで一体的に行っている例がある。国の方針としても、地域共生型サービスとして、10 年くらいの間には、垣根が取り払われる方向にあるので、今から少しずつ取り組めるとよいというご意見があった。</p> <p>○区より、現在は法律や制度という壁があるが、将来的には高齢者と障害者、子どもも含めた方向を目指していきたいと回答があった。</p>

- 部会長より、(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設のアウトラインについて、2、3、4階が障害者支援施設、5、6、7階が高齢者施設、事業手法は民設民営で、高齢と障害の運営を一体的に行うため、一事業者を選定していく方針であるとまとめがあった。
- 区より、今後のスケジュールについて、説明があった。
- 委員より、6月のワーキンググループのご報告で、(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設の中身、2階の部分や、基幹相談支援についてえみふる、MOFCAとの間でこの施設の位置づけをどうするのかということが、ここで決まってくると思う。問題を解決できるあるべき姿を協議会の中でもう少し議論し、要望をまとめあげて、生活支援拠点等整備のワーキンググループに協議会の意見としてつないでいただきたい。また、来年度実施するアンケートは、(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設への具体的なニーズを調査する重要なアンケートになると思うので、項目について協議すること、結果を施設に活かしていくことが肝要であると、ご意見があった。
- 区より、基幹的部分については、1階共有部分、2階の事業所提案の部分になるので、12月の協議会まで検討していく。アンケートについては、施設整備に関する項目を盛り込んでいくので、協議していく考えであると回答があった。
- 委員より、(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設の建設には地域の方の協力が不可欠だと思う。11月、12月のパブリックコメント以前に、ヒアリングや情報を聞くことができれば、もっと前向きに進んでいくと思うが、何か策はあるのか。
- 保健福祉部長より、今までに1回、地域説明を実施している。今回、障害者支援施設、高齢者施設のイメージがある程度できたので、年度末から来年度にかけて地域の方たちに説明を行う予定である。
- よい施設にしたい思いがある一方で、行政の立場からすると、民設民営で、一事業者で、基幹相談も高齢も障害もできて、受けてくれる事業者がいるかどうか、ある程度のところで見切りをつけることも必要になってくるということをご了解いただきたい。
- 大塚委員より、えみふるや MOFCA がどのような活動していて、どういうところに困難があるかを共有し、事業所自体を育てていくしくみづくりも必要というご意見をいただいた。
- 部会長より、アンケートについて、定点観測の部分もあるので、現行のものをベースにしなが、項目案が出る6月の協議会でご意見をいただきたい。また、相談支援については、えみふると新しい複合施設を機能させるための相談支援体制とはどうあればいいのかが常に議論になっていることを踏まえていただきたい。次回の全体会で計画部会としてのこれまでの意見や資料、考え方をとりまとめた報告書を提出して、そこで承認を行いたい、とまとめがあった。

### (3) 地域生活支援拠点等ワーキンググループの検討経過の概要

#### ■ 第1回 ワーキンググループ

開催日時	平成 30 (2019) 年 12 月 28 日 (金) 11:00~12:00
場 所	区役所 4 階 会議室 A
審議事項	1.経過説明 2.メンバー構成について 3.開催日程 4.報告者及び報告の方法について 5.MOFCA について 6.その他
主な内容	○平成 30 (2018) 年 12 月 10 日の障害者支援協議会において障害者福祉課より地域生活支援拠点等についてのワーキンググループ設置を提案・了解を得て、発足した。 ○千代田区の地域生活支援拠点等を推進していくとともに、新しく整備する複合施設が地域生活支援拠点等において、どのような役割を担っていくかも検討し、計画部会へ平澤係長より報告していく。 ○MOFCA 新設から数カ月が経過した。関係機関の連絡も兼ねた会議にしておく。 ○全 3 回の開催を決定・日程調整。

#### ■ 第2回 ワーキンググループ

開催日時	平成 31 (2019) 年 1 月 18 日 (金) 11:00~12:00
場 所	区役所 3 階 相談室 B
審議事項	千代田区地域生活支援拠点等のイメージ図について
主な内容	(1) 体験の場とは何か グループの要望はあるが、実際のニーズの把握が不明。 (2) 緊急時対応 緊急の対応の定義が難しい。人によってとらえ方が違う。実際には医療的ケア児・者の緊急対応は難しい。厚生労働省の事例集では、病院との提携を模索している。 (3) 厚生労働省の「地域生活支援拠点等の好事例集」では相談のワンストップ化も紹介しているが、それについてはどのように考えるか 事例集では障害種別を分けてワンストップしている事例が紹介されている。 また、たらい回しを防ぐために相談の場に各機関が集る。 例) 精神、知的、身体のエキスパートを配置する。 課題は集まった職員が待機状態の時にどうするか。 (4) 医療的ケア児について

大人は訪問看護や重度訪問介護のヘルパー等で対応。医療的ケア児については訪問看護についてハードルが高いようだ。また、病院等の受け入れについて障害児については受け入れ病院に限られるのが課題。

(5) 居宅介護事業者について

制度上で対応をお願いするのは難しい。もしお願いするのであれば、別途区として何らかの負担をする仕組みを検討する必要がある。

(6) 現状、えみふるでの緊急の受け入れ状況について（質問）

現在も必要に応じて個別対応を行っている。実際には家族と距離を置きたいとの理由で、当日に対応を求められるケースもある。

最終的には緊急か否かの判断ができるようガイドラインを作成し、例示を含めて共通認識を持つようにする。

(7) 厚生労働省主催の地域生活支援拠点等の整備の研修

すべてを一度に行うのは難しいのが実情である。少しでも、できる範囲で進めながら考えていってもいいのではないかと講師の言葉があった。

(8) 就労体験の場の考え方

二つが考えられる。一つ目は仕事の体験、二つ目は仕事と一体である生活の場の提供である。現在の短期入所という枠組みではハードルが高いため、18歳以降の生活体験として、親離れや将来のイメージづくりをパッケージしての提供がいいのでは。特に児童の時代にそれが提供できると効果的ではないか。

(9) 医療的ケアについて

大人と子どもの考え方は違う。子どもについては国、都ともに個別対応で予算化が進んでいる。

(10) 夜間対応を実施している機関での状況報告

夜間は委託しているがあまり実績がないが、話し相手が欲しい人がいる。連休明けや長期休暇に多い。やはりつながっている安心感はある。

(11) 連携の難しさ

拠点であろうとも面的であろうとも最終的には連携にかかっている。通常、連携連携とよく使うが本当に効果的な連携は難しい。

(12) MOFCA について

現状では横のつながりを考え、そこをつなぐ役割を果たしたい。また、MOFCA は利用者について、発達障害の方が多いため発達中心ではどうだろうか。

(13) 緊急性のあるなしの判断について

(14) 千代田区地域生活支援拠点等のイメージ図について

「本人」を中心とした絵がわかりづらい（矢印等）。➡修正

障害者福祉課や保健所が図案に入っていないため、位置関係や立ち位置が分からない。➡修正

### ■ 第3回 ワーキンググループ

開催日時	平成 31 (2019) 年 2 月 6 日 (水) 10 : 30～12 : 00
場 所	区役所 4 階 401 会議室
審議事項	1.事例の検討 2.面的整備の課題について、意見交換
主な内容	<p>○障害者就労支援センターから、10 の事例を提示。 ○地域生活支援拠点等の面的整備におけるポイントごとの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆体験の機会・場、グループホーム等での生活体験・宿泊体験など <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在ある資源では、体験の機会・場の提供は不足している。</li> <li>・新しく整備する施設内にも、体験の場の仕組みや場所を検討する必要がある。</li> <li>・現状は、えみふるのショートステイを利用して体験を行っている。</li> </ul> </li> <li>◆暮らしの場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・65 歳以降、高齢になって介護が必要になった場合に、グループホームなどから高齢者施設へスムーズに移行できるとよい。</li> <li>・その道筋を考え、連携・ネットワークを形成する必要がある。</li> </ul> </li> <li>◆専門的人材の確保・養成が課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関へつなぐ専門性、手続きや財産の管理、突発的事故への対応、コーディネートする力、高齢になった障害者に関する知識、障害児の対応、医療的ケアが必要な障害者の対応 など</li> </ul> </li> <li>◆専門性の課題：医療的ケアを必要とする人を支援するため、医療との連携を視野に入れた地域の連携体制が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの利用の際の医療機関へのつなぎ、相談から専門の医療機関へのつなぎ、往診可能な医師とのつながり、医師会の協力、東京都精神保健福祉センターの協力、医師による相談の場、医療機関へつなぐ場合の基準や仕組み・リストづくりなど</li> </ul> </li> <li>◆地域の体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源の間を行き来するためには、移動手段・移動支援が不可欠であり、これらのサービスの充実やそれを担う人材の確保を含めて考えていかなければ、面的整備自体が機能していかないという課題がある。</li> </ul> </li> <li>◆コーディネート機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネート機能の位置づけや体制を明確にする必要がある。</li> <li>・面的整備では、地域の中でサービスを受けることができる資源を整備し、その資源をつないでいく人、コーディネーターが重要である。</li> </ul> </li> <li>◆基幹的役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・えみふると新しく整備する障害者施設の役割分担については、まず、えみふるの機能を整理したうえで、基幹的役割や全体の役割分担を考えていく必要がある。</li> <li>・また、MOFCA の相談支援の機能を今後どうしていくかも課題である。</li> </ul> </li> <li>◆相 談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の相談に関する専門性と相談窓口の明確化が必要である。</li> <li>・医療と福祉を結び付ける精神保健福祉士等の窓口への配置が必要である。</li> <li>・子どもの相談に関する専門性と相談窓口の明確化が必要である。</li> </ul> </li> </ul>



- ・サービスの説明→見学・体験（GH、ショート、就労）に結び付ける仕組み
  - ・現状、MOFCAは広く相談を受けて、専門性の高い相談は保健所やえみふるにつなげている。
  - ・面的整備における相談の位置づけは重要で、相談をワンストップにしていく仕組みづくりが課題である。
  - ・相談事例からみえてくる、障害者の生活の困難に対する、面的整備における方策やサービスの拡大も課題である。
  - ・相談対応のスキーム（枠組み、様式の統一、流れ）を検討していきたい。
- ◆地域移行
- ・精神科病院から保健所に連絡が入り、保健師やPSW（精神保健福祉士）が支援していく流れである。
  - ・現時点では事例はなく、社会資源に乏しいという課題がある。
  - ・区としては、障害者の居住支援というかたちで不動産会社と連携をしていく仕組みを検討中である。
- ◆緊急時の受け入れ・対応、夜間緊急対応
- ・緊急時の受入・対応や夜間の受入・対応について、事例からニーズを把握し、判断基準やガイドライン、対応のフローチャートなどの作成を検討していく必要がある。
  - ・現状は、えみふるのグループホームのベッドやショートステイを活用している。

#### (4) 今後の協議会等のスケジュール（予定）

2019年 4月～	ワーキング グループ	○地域生活支援拠点等の整備について ※WGは随時開催の予定
	区	○基本計画の策定事業者選定
6月	協議会	○第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況 ○第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に向けたアンケート調査の実施について ○計画策定スケジュール ○策定に係るアンケート調査項目（案）について ○（仮称）神田錦町三丁目福祉施設基本計画について ○運営事業者選定状況等について ○地域生活支援拠点等の整備について（WG報告）
7月	協議会	○第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に係るアンケート調査について ○（仮称）神田錦町三丁目福祉施設基本計画（素案）について
8月	計画部会	○（仮称）神田錦町三丁目福祉施設基本計画について
9月	計画部会	
10月	計画部会	
11～12月	区	○パブリックコメントの実施 ○地域住民説明会
12月	協議会	○第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に向けたアンケート調査の結果について ○（仮称）神田錦町三丁目福祉施設基本計画について（報告） ○プロポーザル委員の選任について
2020年 1～3月	区	○運営事業者選定プロポーザル実施
3月	協議会	○運営事業者等の決定について（報告）

## 5.千代田区障害者支援協議会 設置要綱・名簿

### (1) 設置要綱

図表 10 千代田区障害者支援協議会 設置要綱【第1回支援協議会 資料2】

<p>千代田区障害者支援協議会設置要綱</p> <p>平成21年3月13日20千保生福第1194号 改正 平成22年1月5日21千保生福発第1175号 平成25年3月31日24千保生福発第1089号の5 平成27年4月1日27千保障福発第10号の17 平成27年10月1日27千保障福発第318号 平成28年3月31日27千保障福発第558号 平成30年6月29日30千保障福発第193号</p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この要綱は、千代田区障害者支援協議会の設置に関し必要な事項を定め、障害者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> 千代田区長（以下「区長」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に定める目的の実現に向け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3に規定する障害者等への支援の体制の整備を図るための協議会及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65条）第17条に基づく障害者差別解消支援協議会として、千代田区障害者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p><b>第3条</b> 協議会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。</p> <p>(1) 障害者への支援体制に関すること。 (2) 関係機関との連携体制に関すること。 (3) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関すること。 (4) 障害者差別に関する相談等及び差別を解消するための取組に関すること。 (5) その他障害者福祉の促進に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p><b>第4条</b> 協議会は、次に掲げる者の中から区長が委嘱し、又は任命する委員25名以内をもって構成する。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者及びその家族
- (3) 社会福祉団体又は障害者福祉団体の代表者等
- (4) 相談支援事業者、サービス提供事業者又は障害者施設関係者
- (5) 保健医療関係者、教育関係者又は就労支援関係者
- (6) 区関係職員
- (7) その他、区長が認める者

(任期)

**第5条** 委員の任期は、委嘱の日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で公開することが不相当と認めたときは、非公開とすることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事)

**第8条** 協議会に幹事をおく。

2 幹事は、区職員のうち保健福祉及び障害児教育に関わる者をもって充てる。

3 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

(部会)

**第9条** 協議会は、第3条の所掌事項について調査審議するため、次の各号に掲げる部会を設置することができる。

- (1) 計画部会
- (2) 相談支援部会
- (3) 差別解消支援部会
- (4) その他会長が必要であると認める部会

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

(事務局)

**第10条** 協議会に関する事務は、保健福祉部障害者福祉課において処理する。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則 (平成22年1月5日21千保生福発第1175号)

この要綱は、平成22年1月5日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日24千保生福発第1089号の5)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日27千保障福発第10号の17)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日27千保障福発第318号)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日27千保障福発第558号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日30千保障福発第193号)

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

## (2) 千代田区障害者支援協議会 委員名簿

図表 11 千代田区障害者支援協議会 委員名簿【第2回支援協議会 資料1(一部追記)】

No	区分(要綱に基づく)	役職	氏名	所属役職等	備考
1	学識経験者	会長	小川 浩	大妻女子大学人間関係学部 学部長	
2		副会長	大塚 晃	上智大学総合人間科学部 社会福祉学科 教授	
3		委員	大瀧 靖峰	丸ビル総合法律事務所	弁護士 (東京弁護士会)
4	医療関係者	委員	鈴木 努	山王クリニック院長	医療法人社団 松伯会精神科医
5		委員	四宮 雅博	しのみやクリニック院長	神田医師会
6	障害者及びその家族	委員	藤田 富紀江	千代田区障害者共助会	
7		委員	貝谷 嘉洋	NPO法人日本バリアフリー協会 代表理事	
8		委員	小笠原 桂子	たまり場あつまろう会代表	
9		委員	鈴木 やす代	生涯学習推進委員 (千代田区障害者共助会推薦)	
10		委員	大山 恵子	さくらんぼの会	
11		委員	廣瀬 征由		
12		委員	鈴木 隆幸	障がいをもつ子どもの現在(いま)と 未来を考える会	
13	社会福祉又は障害者福祉団体の代表者等	委員	森田 扶美子	千代田区民生・児童委員協議会	
14		委員	宇治野 敦史	千代田区社会福祉協議会	
15		委員	星野 絹子	千代田区障害者共助会会長	
16	事業者	委員	永田 潔	NPO法人ホープ代表理事	
17		委員	中村 公昭	千代田区立障害者就労支援施設 (ジョブ・サポート・プラザ ちよだ)所長	社会福祉法人 緑の風
18		委員	高橋 道也	千代田区立障害者福祉センター えみふる施設長	社会福祉法人 武蔵野会
19		委員	前田 利恵子 (任期 H30.12.10~)	株式会社MOF代表取締役社長	千代田区障害者 よろず相談 MOFCA
20	就労関係者	委員	葉袋 高久	飯田橋公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官	
21		委員	藤枝 洋介	千代田区障害者就労支援センター センター長	NPO法人日本 就労支援センター
22	区職員	委員	大矢 栄一	子ども部長	
23		委員	渡部 裕之	地域保健担当部長(千代田保健所長)	
24		委員	歌川 さとみ	保健福祉部長	

1	区職員	幹事	新井 玉江	児童・家庭支援センター所長	
2		幹事	佐藤 友信	子ども部指導課長	
3		幹事	湯浅 誠	保健福祉部障害者福祉課長	
4		幹事	土谷 吉夫	保健福祉高齢介護課長	
5		幹事	舟木 素子	保健福祉部健康推進課長	

### (3) 千代田区障害者支援協議会 計画部会 委員名簿

図表 12 千代田区障害者支援協議会 計画部会名簿【第1回計画部会 資料1(一部追記)】

No	区分(要綱に基づく)	役職	氏名	所属役職等	備考
1	学識経験者	部会長	小川 浩	大妻女子大学人間関係学部 学部長	
2		委員	大塚 晃	上智大学総合人間科学部 社会福祉学科 教授	
3		委員	大瀧 靖峰	丸ビル総合法律事務所	弁護士 (東京弁護士会)
4	医療関係者	委員	鈴木 努	山王クリニック院長	医療法人社団 松伯会精神科医
5	障害者及びその家族	委員	藤田 富紀江	千代田区障害者共助会	
6		委員	小笠原 桂子	たまり場あつまろう会代表	
7		委員	鈴木 やす代	生涯学習推進委員 (千代田区障害者共助会推薦)	
8		委員	廣瀬 征由		
9		委員	鈴木 隆幸	障がいをもつ子どもの現在(いま)と 未来を考える会	
10	社会福祉又は障害者 福祉団体の代表者等	委員	宇治野 敦史	千代田区社会福祉協議会	
11	事業者	委員	永田 潔	NPO法人ホープ代表理事	
12	就労関係者	委員	藤枝 洋介	千代田区障害者就労支援センター センター長	NPO法人日本 就労支援センター
13	区職員	委員	歌川 さとみ	保健福祉部長	

1	区職員	幹事	新井 玉江	児童・家庭支援センター所長	
2		幹事	湯浅 誠	保健福祉部障害者福祉課長	
3		幹事	土谷 吉夫	保健福祉高齢介護課長	

### (4) 地域生活支援拠点等ワーキンググループ 委員名簿

図表 13 地域生活支援拠点等ワーキンググループ 委員名簿

No	氏名	所属役職等
1	前田 利恵子	株式会社 MOF 代表取締役社長
2	藤井 あゆみ	よろず総合相談 MOFCA サービス部マネージャー
3	戸邊 清子	よろず総合相談 MOFCA 相談員
4	須藤 敦子	よろず総合相談 MOFCA 運営総責任者
5	的場 康芳	障害者福祉センターえみふる 主任
6	宇治野 敦史	千代田区社会福祉協議会
7	藤枝 洋介	千代田区障害者就労支援センター センター長
8	赤石澤 久子	健康推進課保健相談係長
9	小坂部 晃	児童・家庭支援センター発達支援係長
10	平澤 良和	障害者福祉課相談支援係長
11	小野 佳邦	障害者福祉課障害者福祉係長

## 6.その他 資料

### (1) 想定する生活の場を提供する施設等の内容

図表 14 想定する生活の場を提供する施設等の内容【第3回計画部会 資料5-1】

生活の場を提供する施設等（親亡きあと、地域で住み続けるための場を整備するための資料として） 資料5-1

(1) 生活の場	(2) 運営法	(3) 設置主体	(4) 都内/が所数	(5) 施設：平均人数	(6) サービスの特徴		(7) サービスの内容	(8) 対象者	(9) 利用者負担
A 障害者グループホーム	障害者福祉協議会 (非営利法人)	社会福祉法人 NPO法人 一般財団法人 株式会社等	●東京都福祉保健局 管内：1,735カ所 区内：879カ所 千代田区：3カ所  【設置形態】 ●東京都福祉サービス 圏内：166カ所 管内：1,301カ所 圏外：333カ所	○入居施設と比べて規模が小さく、密に暮らす生活の場 ○事業所定員：4名以上 ○1フロアあたり3～20名 ○居室定員：1名	○自立・18歳・精神障害者・難病等の方が「社会人」の姿を身につけながら、地域のアパート、マンション、戸建て等で生活する生活の場  ○リサワイト型施設 本館の共同生活施設（グループホーム）と併に運営する。1人暮らしの形で実施	類型1	○障害者につき、まとして施設において、専門スタッフを配置して仕事に就いて行われる施設。入居、退去については希望の介護その他の必要な生活支援との連携を行う  ○障害者（身体障害者）については、自立支援の育成は必要と見做す。入居、退去については希望の介護その他の必要な生活支援との連携を行う  ○ただし、介護上よりサービスに係る費用の1割の金額の方が高い場合は、その費用を支払う ○その他に、食費、光熱水費などについての費用負担がある ○交通、通信費（家賃）がかかる	○障害者（身体障害者）については、自立支援の育成は必要と見做す。入居、退去については希望の介護その他の必要な生活支援との連携を行う  ○ただし、介護上よりサービスに係る費用の1割の金額の方が高い場合は、その費用を支払う ○その他に、食費、光熱水費などについての費用負担がある ○交通、通信費（家賃）がかかる	○18歳以上の場合は利用禁止との規定がある場合、18歳未満の場合は児童を保護する保護者の同意は必要（生活保護法第10条の3）の所管に当たっては自治体の上級機関がある ○ただし、介護上よりサービスに係る費用の1割の金額の方が高い場合は、その費用を支払う ○その他に、食費、光熱水費などについての費用負担がある ○交通、通信費（家賃）がかかる
						類型2			
B 入所施設	障害者福祉協議会 (法人/営利)	社会福祉法人 地方公共団体等	●東京都福祉保健局 管内：95施設 区内：36施設 千代田区：0施設	○20名以上 ○他の社会福祉施設に併設する場合：10名以上 ○居室定員：4名以下	○暮らしの場と生活上の支援を提供するサービス ○高齢者の福祉については「施設入所支援」を設けるとともに、昼間は「生活介護」などの「日中活動サービス（居宅系サービス）」を行う、社会福祉施設である ○精神障害は、24時間施設を有している者が多いが、「施設入所支援」施設については「夜間から早朝」に限定されるサービスであるため、「日中活動サービス」については、入所している障害者支援施設で受けられるサービスを併用する者もいる	○施設に入所する障害者につき、まとして施設において、入居、退去及び食事等の介護、生活等に關する相談が職員その他の必要な生活支援との連携を行う	○施設整備を計画中である。障害者施設2カ所区分4以上である者 ○20歳以上の者については区分3以上である者	○18歳以上の場合は利用禁止との規定がある場合、18歳未満の場合は児童を保護する保護者の同意は必要（生活保護法第10条の3）の所管に当たっては自治体の上級機関がある ○ただし、介護上よりサービスに係る費用の1割の金額の方が高い場合は、その費用を支払う ○その他に、食費、光熱水費などについての費用負担がある	



## (2) 公共施設整備における事業手法の比較

図表 15 公共施設整備における事業手法の比較【第4回計画部会 資料2-2】

公共施設整備における事業手法の比較				
○ 一般的に、公共施設の建設、所有及び管理運営の主体によって、事業手法を以下のように整理することができます。				
◆ 事業手法の比較				
項目	公設公営 (業務委託)	公設民営	民設公営	民設民営
概要	○公共が建設・所有、管理運営する施設の一部の業務を民間に委託する。	○公共が建設・所有する施設の管理運営を民間に委ねる。	○民間が建設する施設を公共が取得又は借用して、管理運営を行う。	○民間が建設、管理運営まで一体的に行う。
費用負担	○地方公共団体	○地方公共団体	○地方公共団体 (建設費も含めて、最終的に公共が負担する)	○民間事業者 (公共負担はゼロではないが、公共側の負担は平準化される)
リスク負担 (事業責任)	○地方公共団体	○地方公共団体 (建設・所有)  ○民間事業者 (管理運営)	○地方公共団体 (管理運営・所有【譲受の場合】)  ○民間事業者 (建設・所有【借用の場合】)	○事業内容に応じて地方公共団体と民間事業者でリスクを分担

### (3) 既存調査データを活用した施設利用希望者数の推計

○ 千代田区第 5 期障害福祉計画策定のためのアンケート調査のデータを活用して、サービス利用意向を持つ人数を推計し、平成 31 (2019) 年 1 月 21 日 (月) 第 3 回計画部会で、参考として示された。

図表 16 サービス利用意向を持つ人数の推計【第 3 回計画部会 参考】

サービスの利用意向を持つ人数の推計 (参考値)		参考
1. 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者施設整備基本構想策定のため、実際の障害者のニーズを知るため、参考値としてサービスの利用意向を持つ実人数を推計をする</li> </ul>	
2. 元となる調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 千代田区第 5 期障害福祉計画策定のためのアンケート調査</li> <li>● 調査時期：平成 28 年 8 月 29 日～9 月 12 日</li> </ul>	
3. 推計数値	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 28 年の障害別のサービス利用意向</li> <li>● 平成 30 年の障害別のサービス利用意向</li> </ul>	
4. 使用する変数 (質問)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体 Q27、知的 Q27、精神 Q26、難病等 Q26、子ども Q28</li> <li>● Q あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。以下のサービスについて、あなたの利用に関する意向等をお答えください。 (○はそれぞれのサービスごとに 1～4 に 1 つずつ)</li> <li>1 利用している</li> <li>2 今すぐにも利用したい</li> <li>3 当面利用する予定はない</li> <li>4 利用しない</li> <li>● 「2 今すぐにも利用したい」と回答した方を推計</li> </ul>	
5. 使用する母数の時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 難病【H28.4.1】、精神【H28.8.1】、身体【H28.4.1】、知的【H28.4.1】、児童【H28.4.1】</li> <li>● 難病【H30.12.1】、精神【H30.8.1】、身体【H30.4.1】、知的【H30.4.1】、児童【H30.4.1】</li> </ul>	
6. 備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設問の無回答は、均等割をして利用意向に戻している</li> <li>● 調査に回答しなかった人の意向は、母数に調査結果の発現率を乗じて算出している</li> <li>● 高齢者の意向は算出から除外している</li> </ul>	

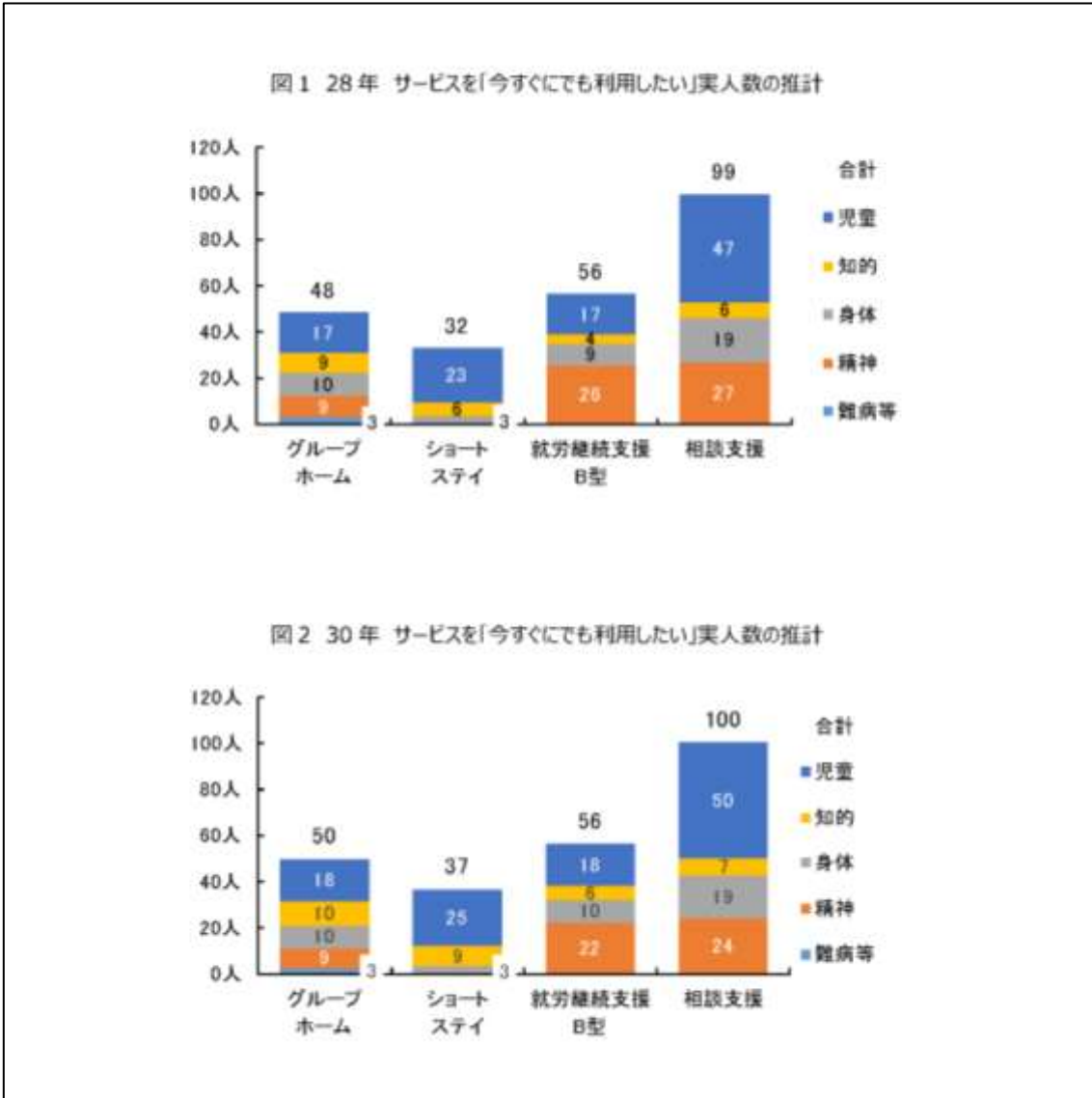
  

【算出の方法】

```

graph TD
    A[区全体] --> B[無回答 未回収分 拡大集計]
    B --> C[平成 28 年の推計]
    C --> D[既存データ：利用希望者]
    D --> E[平成 30 年の推計]
    
    subgraph D [既存データ：利用希望者]
        D1[年齢別・障害の手帳の程度別]
        D2[● 身体障害 (18 歳以上) : 問 27]
        D3[● 知的障害 (18 歳以上) : 問 27]
        D4[● 精神障害 (18 歳以上) : 問 27]
        D5[● 難病等 (18 歳以上) : 問 26]
        D6[● 18 歳以下 : 問 28]
    end
    
```

図表 17 サービス利用意向を持つ人数の推計【第3回計画部会 参考】





千代田区 障害者支援施設整備に向けた検討のまとめ

報告書

平成 31 (2019) 年 3 月

千代田区障害者支援協議会 計画部会